



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和 7年 9月 9日

【照会先】

栃木労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 菅沼 嗣佳

雇用環境・均等室長補佐 岩田 将実

(電話) 028-633-2795

賃金引上げ支援策特別相談窓口を設置します！！

～令和7年10月1日の栃木県最低賃金改正に合わせ中小企業事業主を支援します！～

～ 業務改善助成金の対象事業所の範囲が拡充されました！！ ～

栃木労働局（局長 川口秀人）は、本年10月1日から最低賃金額が時間額1,068円に改正されることから、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策の一環として、本年9月24日より「賃金引上げ支援策特別相談窓口」を県内使用者団体、栃木県等と連携して設置します。

また、支援メニューの1つである「業務改善助成金」について、本年9月5日から事業所範囲の拡充を行いました。

事業場内最低賃金を引き上げることについて、悩みをお持ちの方やお困りの方、業務改善助成金等の活用についての問い合わせにつきましては、「賃金引上げ支援策特別相談窓口」をご利用ください。特に、賃上げに合わせて生産性向上や設備投資等を行うことを検討されている中小企業事業主の皆様に対しては、各種助成金のご案内をさせていただきます。

○賃金引上げ支援策に関する特別相談窓口(別添1)

- 開設 日:令和7年9月24日(水)、令和7年10月14日(火)
令和7年11月19日(水)、令和7年12月12日(金)
- 開催 場所:栃木県庁昭和館2F 多目的室2(宇都宮市塙田1-1-20)
- 申込 先:栃木働き方改革推進支援センター
栃木県宇都宮市西川田町 923-20 リーガルビル2階
FAX 又は e-mail にてお申し込みください。
※事前予約制です。

【支援メニュー】

- 業務改善助成金
- キャリアアップ助成金
- 働き方改革推進支援助成金
- 人材開発支援助成金
- 人材確保等支援助成金
- とちぎ賃上げ加速・定着支援金 等

【参考資料】

別添1：賃金引上げ支援策特別相談窓口を設置します！！

別添2：9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

別添3：賃金引上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆様の賃上げを支援しています

賃金引上げ支援策 特別相談窓口を設置します!!

別添 1

令和7年10月1日から、栃木県最低賃金(時間額)が、
現行の1,004円から**1,068円**に改定されます。(引上げ額64円)

*「塗料製造業」を除く栃木県特定最低賃金は栃木県最低賃金を下回るため当面の間、栃木県最低賃金が適用になります。



NEWS 令和7年9月から制度を拡充!

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要



支援メニュー

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材確保等支援助成金

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

とちぎ賃上げ加速・定着支援金

栃木県では、**5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正**に取り組む中小企業等を対象に、賃上げを実施した従業員一人あたり5万円、1企業あたり最大100万円を支給します。(県内で週20時間以上勤務する従業員が対象。正規・非正規不問)

栃木働き方改革推進支援センター(厚生労働省委託事業) がご相談等を承っています!

生産性向上による賃金引上げをはじめとする働き方改革・「賃上げ」支援助成金パッケージ・労務管理全般についての**相談対応**や**個別企業へのコンサルティング**による支援を**無料**で実施しています。



特別相談窓口



開催日 9 / 24(水)・10 / 14(火)・11 / 19(水)・12 / 12(金)
場所 栃木県庁昭和館 2F 多目的室2 (宇都宮市塙田 1-1-20)

▶ お申込はこちら

栃木働き方改革推進支援センター
連絡先: 0120-800-590

昭和館へのアクセス



特別相談窓口申込書

申込先:FAX 028-678-8929
e-mail:tochigi@workstylereform.net

希望日時 (希望日・希望時間に○をご記入ください)

希 望 日		希 望 時 間			
☐	9月24日(水)	☐	10:00~10:45	☐	15:00~15:45
☐	10月14日(火)	☐	11:00~11:45	☐	16:00~16:45
☐	11月19日(水)	☐	13:00~13:45		
☐	12月12日(金)	☐	14:00~14:45		

相談内容

☐	業務改善助成金	☐	とちぎ賃上げ加速・定着支援金
☐	キャリアアップ助成金	☐	賃上げ支援助成金全般
☐	働き方改革推進支援助成金	☐	働き方改革全般
☐	人材開発支援助成金	☐	その他
☐	人材確保等支援助成金		

相談内容を具体的にご記載ください

事業所名		TEL	
		Mail	
住 所	〒		
担 当 者		業 種	
役 職		従業員数	正規： 名・非正規： 名

* ご記入いただいた情報は相談受付目的にのみ使用し、目的以外の使用は一切いたしません。

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

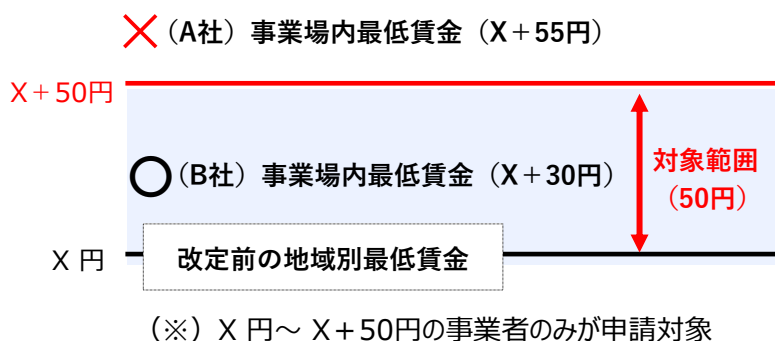
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

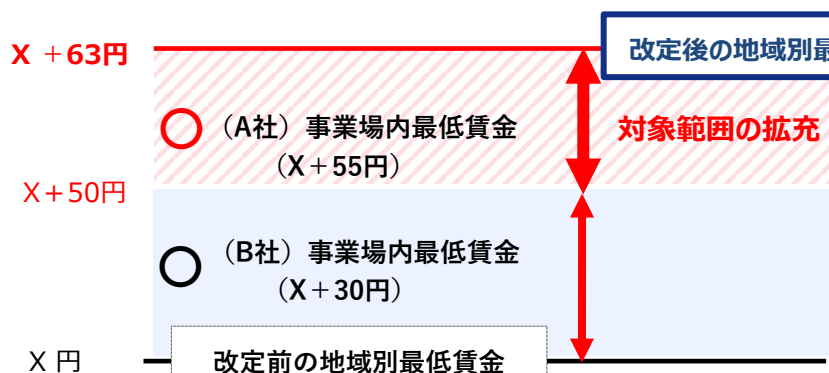


事業場内最低賃金がX + 50円までの事業所が対象となります。

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X + 63円（引上額63円）の場合>



(※) X + 51円～ X + 62円の事業者も申請対象となる

事業場内最低賃金がX + 51円～ X + 62円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

②賃金引上げ後の申請

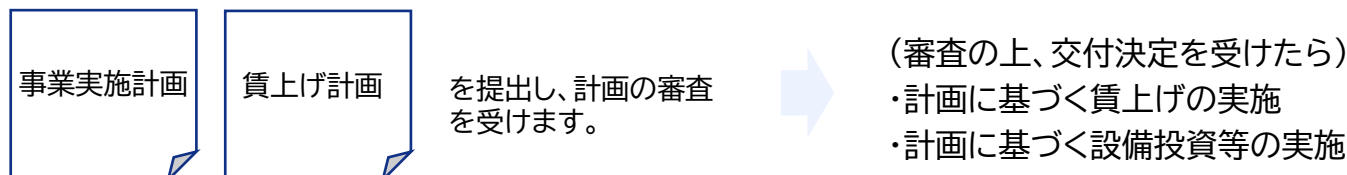
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



拡充

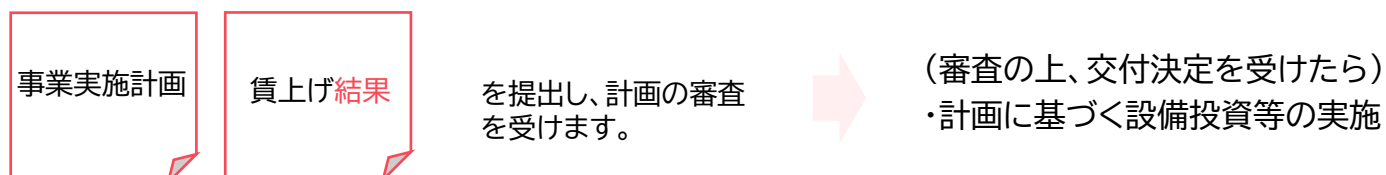
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日まで勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

雇用環境・均等室

宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3F
TEL:028-633-2795

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

助成金事務センター

宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4F
TEL:028-614-2263

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

雇用環境・均等室

宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3F
TEL:028-633-2795

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



活用のポイント

労働時間削減等の取組
(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

助成金事務センター

宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4F

TEL:028-614-2263

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ・ ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- ・ これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・ **雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ **中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.9)